

## 人文科学研究所紀要応募要領

### 1. 資 格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

### 2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

### 3. 文字数

和文の場合は 14,000 字以上 40,000 字以内、欧文の場合は和文に準じることとする。

ただし、図、表、写真、レジュメ等は、原稿枚数に含む。

### 4. 体 裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

### 5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

### 6. 校 正

原則として 2 校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

### 7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

### 8. 概 要

和文の場合は、規定枚数とは別に、欧文概要（約 500 語）を付する。

### 9. 採 否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する 1～2 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

### 10. 抜 刷

50 部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

### 附 則

1. この要領は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。（所報 20 号）  
（応募資格の変更）

2. この要領は、1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。  
（欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動）

3. この要領は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から施行する。  
（査読の新設）

4. この要領は、2007 年 4 月 1 日から施行する。（査読者の人数の変更）  
（原稿枚数表記から文字数への変更および文字数の改定、字句の修正）

5. この要領は、2022 年 8 月 1 日から施行する。